

2026 年 8 月 28 日

呉市議会議長 林田 浩秋 様

提出者

押込自治会

住宅密接地における系統用蓄電池施設等の設置に関する条例の制定を求める要望書

要望趣旨

近年、再生可能エネルギー関連施設の建設が各地で進められておりますが、住宅地に極めて近接した場所での施設計画に対し、住民が安全面や生活環境への不安を抱える事例が増えています。

私たちは、再生可能エネルギーの推進や蓄電池事業そのものを否定するものではありません。しかしながら、住民の安全・安心な暮らしと良好な生活環境を守るためには、住宅との適切な距離や立地条件について一定の基準が必要であると考えます。

リチウムイオン蓄電池の火災は消火が極めて困難であり、火災時に発生する有害物質は土壌や河川に流れ、生物や環境に二次被害を及ぼす心配があります。

このような施設が住民の居住区域に近接して設置された場合、万一の事故の際に住民の生命・身体に重大な被害が及ぶおそれがあります。加えて、稼働時の騒音や低周波音による生活環境への影響、事業者の撤退・倒産時に設備が放置されるおそれもありますが、現行制度では十分な担保がありません。

つきましては、呉市に対し、住宅密接地への系統用蓄電池施設等の設置について適切な規制を設け、住民の安全と生活環境に十分配慮した立地を義務付ける条例の制定を強く求めます。

なお、本要望書の趣旨に賛同する署名を 2200 筆いただいております、あわせて提出いたします。

要望項目

1. 住宅密接地における系統用蓄電池施設等の設置について、事業者の敷地境界線から住宅まで 50m 以上の距離を確保することを義務付ける条例を制定すること。
2. 当該条例において、設置事業者に対し、計画の初期段階で周辺住民への説明会の開催と、住民の質問に対する回答を義務付けること。
3. 当該条例において、設置事業者に対し、消防機関との事前協議および緊急時の連絡体制の整備を義務付けること。
4. 当該条例において、設備の撤去計画および撤去費用の確保について、事業者に必要な措置を義務付けること。
5. 土砂災害警戒区域、洪水浸水想定区域等、系統用蓄電池の事故リスクが高まる区域での設置を抑制する条例を制定すること。
6. 設置事業者に対し、設置計画地の周辺地域に生息、生育している動植物への環境影響評価を義務付けること。

